

サイクリストなど立ち寄り拠点強化事業業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

新たに整備する清和地区の複合施設を、鹿野山等周辺地域を訪れるサイクリストの立ち寄り拠点として定着化させ、清和地区における関係人口を創出する取組を効果的に実施するため、委託者を公募型プロポーザル方式にて決定するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

サイクリストなど立ち寄り拠点強化事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「サイクリストなど立ち寄り拠点強化事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月15日まで（予定）

(4) 委託上限額

300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がさ

れていない者

5 プロポーザル実施スケジュール

| 内 容 | 期間等 |
|----------------------|-------------------|
| 公募の開始※実施要領等のHPへの公開 | 令和5年8月23日（水）から |
| 質問書の受付 | 令和5年9月1日（金）午後5時まで |
| 質問書の回答 | 令和5年9月5日（火）午後5時まで |
| 参加申込書等の提出期限 | 令和5年9月8日（金）午後5時 |
| 参加資格の審査（書類審査）の実施 | 令和5年9月12日（火） |
| 参加資格の審査（書類審査）結果の通知送付 | 令和5年9月14日（木）予定 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和5年9月19日（火）正午 |
| プレゼンテーション審査の実施 | 令和5年9月25日（月） |
| 結果の通知送付 | 令和5年9月29日（金）予定 |
| 契約の締結 | 令和5年10月上旬予定 |

※スケジュールは、都合により変更する場合がある。

6 参加手続

(1) 参加申込方法

- ① 必要書類 市ホームページからダウンロードすること
- ② 提出先 「13 書類提出先及び問合せ先」のとおり
- ③ 提出方法 提出は、持参又は郵送とする。

※ 持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に連絡すること。

※ 郵送の場合は、提出期間内に必着とする。

- ④ 提出期限 参加申込期限 令和5年9月8日（金）午後5時
企画提案書等提出期限 令和5年9月19日（火）正午

(2) 参加手続に必要な書類

- ① 参加申込等（書類審査関係書類）
 - ・ 参加申込書（第1号様式）
 - ・ 誓約書（第2号様式）
 - ・ 参加者概要書（第3号様式）

- ・ 実績調書（第4号様式）
 - ・ 第3号様式及び第4号様式の記載内容の根拠となる資料
- ② 企画提案等（プレゼンテーション審査関係書類）
- ・ 提案内容説明書（第5号様式）
 - ・ 見積書（第6号様式）

(3) 申込みの無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

- ① 参加資格のない者が行った申込み
- ② 不正な行為による申込み
- ③ その他指定した方法以外による申込み

(4) 質問書の提出及び回答

① 提出期限

令和5年9月1日（金）午後5時

② 提出方法

質問書（第7号様式）に記載のうえ、「13 書類提出先及び問合せ先」に電子メールにて提出すること。

③ 回答最終日時

令和5年9月5日（火）午後5時

④ 回答方法

電子メールにより随時回答する。また、質問及び回答はすべての参加表明者が確認できるよう、随時君津市ホームページに掲載する。ただし、質問内容が提出者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該提出者のみ回答する。

(5) 申込みの辞退

プロポーザル参加表明後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（第8号様式）を提出すること。なお、辞退により今後の本市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

7 書類審査

(1) 実施日

令和5年9月12日（火）

(2) 審査内容

提出書類により参加資格の確認を行い、要件を満たしている者を審査通過とする。

(3) 結果通知

令和5年9月14日（木）に、参加申込者に対し、個別に電子メールで通知する。

8 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和5年9月25日（月）に実施する。時間は、書類審査結果通知と合わせて通知する。

(2) 実施会場

会場は、書類審査結果通知と合わせて通知する。

(3) 疑義照会

提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて疑義事項の照会を行う場合がある。

(4) 審査内容

プレゼンテーションによる審査を実施する。提案説明は20分以内とし、質疑応答を10分程度設ける。

プレゼンテーションに際して機材等を使用する場合は、事前に市へ連絡し、原則、参加者が用意すること。

(5) 結果通知

令和5年9月29日（金）に、参加申込者に対し、個別に電子メールで通知するとともに、審査結果を君津市ホームページに公表する。なお、候補者とならなかったものの名前については原則、非公表とする。

9 プロポーザルの審査基準

(1) 審査基準

評価基準表のとおり

| 評価区分 | 評価基準 | 配点 |
|------|---------------------------|----|
| 基本項目 | 実績経験・能力などの妥当性 | 20 |
| | 地域やサイクリストとの関係性 | 20 |
| | 必要となる専門的知見の有無や、専門的人材との関係性 | 30 |
| | 本業務への取り組み意欲等 | 40 |

| | | |
|---------|----------------------|----|
| 事業計画・提案 | 対象地域への理解度、理解と課題分析 | 40 |
| | 事業実施についての的確性、独創性、実現性 | 80 |
| 総合評価 | 総合的観点からの評価 | 40 |
| 見 積 | 見積額の経済性 | 30 |

(2) 最低基準点

最低基準点＝評価基準表における配点の総合点×委員総数×60%

なお、委員全員の評点の合計が、最低基準点に満たない場合は選定対象としない。

10 契約に関する事項

(1) 契約方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

(2) 契約優先交渉権者の選定と契約締結

委員全員の評点の合計が最も高い提案をした者を契約優先交渉権者とし、仕様書を調製の上、業務委託契約を締結するものとする。契約優先交渉権者が参加資格を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、次点交渉権者と交渉するものとする。

また、最も高い合計点となった者が複数の場合は、次の順序で上位の提案をした者を契約優先交渉権者として選定する。

ア 見積金額が低い者

イ 評価項目のうち、配点50点の項目の委員全員の合計点が上位の者

なお、本プロポーザルに参加した者が1者であっても、最低基準点を上回った場合には、受託事業者として選定する。

11 事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。

- (5) 見積額が委託上限額を超えている場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合。

1 2 その他事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸経費は、すべて参加者側の負担とする。
- (2) 書類提出後の修正又は変更等は原則として認めない。
- (3) 提出された書類については返却しない。
- (4) 提出された書類は、君津市が必要に応じて複製する場合がある。
- (5) 情報開示請求があった場合は、君津市情報公開条例（平成16年条例第1号）等に基づき、企画提案書等を開示することがあるため、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないように留意すること。
- (6) 提出された企画提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として選定された企画提案書等及び成果品の著作権については、君津市に帰属するものとする。
- (7) 本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。
- (8) 君津市から提供した資料は参加に関わる検討以外で使用してはならない。
- (9) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (10) 本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

1 3 書類提出先及び問合せ先

君津市市民生活部市民活動支援課 地域コミュニティ推進係

担当：中村

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

電話 0439-56-1483（直通）

FAX 0439-56-1629

E-mail jichi@city.kimitsu.lg.jp